

秋田の森林づくり 森林整備によるCO₂吸収量認証制度 現地確認基準

1 目的

この基準は、「秋田の森林づくり 森林整備によるCO₂吸収量認証制度実施要綱」第7条の規定による現地確認の方法を定めるものである。

2 現地確認時期

現地確認は、認証申請書の受理後、遅滞なく実施する。

ただし、下刈りの場合は、整備終了後直ぐに下草が生長し、整備状況の確認が困難となるため、認証を受けようとする者へ、下刈り終了後速やかに現地確認依頼書（様式第4号）を提出するよう求め、直ちに現地確認を実施する。

3 整備面積

申請面積を照査し確定する。整備区域は、森林整備が一体として実施されている区域とし、1箇所当たり0.01ha以上の整備不可地がある場合は除地として整備面積に含めない。

4 林齢

伐根又は森林簿等から当該森林の林齢を調査し確定する。

5 写真管理

整備区域の遠景写真及び森林の状況が確認できる写真を撮影する。

附則 この算定基準は、令和7年8月21日から施行する。